

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第二十六号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「通用期間が支給単位期間（条例第十一条の六第六項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第十一条の六第六項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が六箇月を超える場合 人事委員会の定める額
第十一条の四第三項中「価額」を「同号ア中「価額」」に改める。

第十二条の二第二項第一号中「前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千元を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千元を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

第十二条の二第二項第二号ア中「イ」を「イ及びウ」に改め、同号イ中「支給されている場合」の下に「（ウに掲げる場合を除く。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

第十二条の二第三項第一号中「第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額（次号において「払戻金二分の一相当額」という。）」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額（次号において「払戻金二分の一相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

第十二条の二第三項第二号ア中「イ」を「イ及びウ」に改め、同号イ中「支給されている場合」の下に「（ウに掲げる場合を除く。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

第十二条の三第一項第一号中「当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普

交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が六箇月を超える場合 人事委員会の定める期間

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に六箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、通勤手当に関する規則第十二条第二項、第十二条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十二条の四第一項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。